

無料法律・税務相談の日程

相続問題、借金問題、成年後見人問題、相続税対策、確定申告など、法律・税務問題でお悩みはありませんか。当会会員である下記の弁護士、税理士の先生方が、親切丁寧に相談をお受けします。相談をご希望される場合は、相談日の3日前までに、必ず予約をしてください。なお、申込みが3人を上回った場合は、次回とさせていただきます。

◆無料法律相談◆

(平成28年 午後1時30分～3時30分)

5月15日(月)担当弁護士 金岡 昭先生
6月14日(水)担当弁護士 山下一雄先生
7月10日(月)担当弁護士 金岡 昭先生
8月 9日(水)担当弁護士 山下一雄先生

◆無料税務相談◆

(平成28年 午後2時～3時30分)

6月 8日(木)担当税理士 大西萬里子先生
6月29日(木)担当税理士 大西萬里子先生
7月13日(木)担当税理士 大西萬里子先生
8月 3日(木)担当税理士 大西萬里子先生

平成29年度事業計画及び収支予算書

総 説

交友会は、平成27年度に昌平橋ビルの売却、事務所の移転、施設賃貸事業のための新宿区高田馬場の物件の取得を行いました。また、平成28年度にこの物件の建物管理について委託契約を締結しました。これにより、今後交友会を運営していく条件はほぼ整ったということが出来ます。しかし、この条件の下では、収益事業からの収入が以前と比較して大幅に減少しています。一方で、諸事業に要する経費の水準はそれほど変わっておらず、交友会の収支は不均衡な状態となっています。この状態を続けていけば、交友会は財政的に破綻し、存続すら困難になるおそれがあります。

また、会員数の減少、行事参加者の減少と固定化などが続いています。

このため、交友会の今後のあり方や新規会員の獲得、魅力ある事業の構築などについて、平成28年度に将来構想検討委員会を設け検討し、平成29年2月に検討結果が答申として取りまとめられました。

答申では、東京都や特別区の退職者の交流や活動の場として交友会の役割を再認識し、先輩から引き継がれた交友会をさらに活性化し、次の世代に引き継いでいくための方策を提言しています。

将来構想検討委員会答申のうち、平成29年度において実施できるものは直ちに具体化を図り、事業の魅力向上や新規会員の獲得などに取り組ん

でいきます。

平成29年度の事業計画及び収支予算書は以下のとおりであります。

事 業 計 画

I 会員事業

1 定期総会、秋の大会の開催

- (1) 定期総会を7月に開催し、会の運営方針を定めるとともに、長寿会員の祝賀を行う。また、懇親会を開催して、会員の交流・親睦を図る。
- (2) 秋の大会を11月に開催し、各界で活躍している有識者による講演を行い、あわせて懇親会を開催して会員の交流・親睦を図る。

2 会報及び会員名簿の発行

- (1) 会員相互の交流、親睦に資するため、交友会会報を年4回発行する。会報誌面については、会報編集委員会を適宜開催してその意見を反映し、読みやすく、親しみやすい会報づくりを目指す。本年度は、特に次の点に留意する。

- ① 毎号に都区の職場訪問記事を入れたり、コラムを設けることなどにより、親しみやすい会報となる工夫をする。
- ② 3行通信は今年度も掲載することとし、より多くの会員が近況を寄せるよう働きかける。

- (2) 平成25年度に発行した名簿の在庫がなく

なったことから、年度当初に新たな名簿を発行する。また、今後の名簿のあり方について、会員情報の管理方法と併せて検討していく。

3 各種主催事業の実施

行事企画委員会を適宜開催し、会員の要望等を踏まえ、また交友会にふさわしい行事を実施する。

- (1) 都市施設の見学を主とし、バス等を利用する見学会を 1 回実施する。そのほか、東京都弘済会との共催による日帰りバス旅行を 1～2 回実施する。
- (2) 徒歩によるまち歩き見学会を 5～6 回実施し、そのうち 3～4 回は東京都弘済会との共催とする。
- (3) 囲碁大会を秋と新春の 2 回、ゴルフ大会を春と秋の 2 回実施する。麻雀大会については、引き続き検討する。
- (4) 現役職員による都区政報告会と、会員の独自活動の活動報告会を各 1～2 回実施する。
- (5) 健康講座を本年度も実施する。
- (6) 新年賀詞交歓会、新入会員歓迎会を、平成 28 年度と同様に実施する。

4 相談事業の実施

毎月、法律相談及び税務相談を実施する。

5 会員の慶弔

- (1) 総会において長寿者に対する祝賀を行う。
- (2) 叙勲受章者に対し会長からの書状により祝賀する。
- (3) 物故会員に対する敬弔を行う。

6 各種サークル活動への支援

会員の自主的な運営による趣味等のサークルに対し、必要な便宜を供与する。

7 会員企画事業の支援

将来構想検討委員会答申の趣旨を踏まえ、会員が企画する会員向け事業を会報等により募集し、その実施を支援する。

II 公益助成等事業

一般社団法人への移行に当たり東京都知事の認可を受けた公益目的支出計画に定める事業などを実施する。

1 社会福祉事業等への助成

公益目的支出計画事業として、主として東京都内を対象として社会福祉事業等を行う団体に対し、寄付及び助成を行う。

2 公開講演会の開催及び関係団体との協力

- (1) 公益目的支出計画事業として、秋の大会において、一般公開講演会を開催する。

- (2) 公益目的支出計画事業として日頃より都政等に関する調査、研究を行う。

- (3) 一般財団法人東京都弘済会と共同して事業を実施するなど、友好団体との提携に努めるとともに、その公益活動等に対し後援・協力を行う。

III 施設賃貸事業

1 施設賃貸事業の運営

- (1) 施設賃貸事業用に取得した新宿区高田馬場の共同住宅（以下「賃貸物件」という。）を適切に維持管理し、必要な修繕を行って、価値の保全に努める。また、将来の大規模修繕を計画的に行うため、必要な調査を行って大規模修繕計画を策定するとともに、その資金の積立てを開始する。
- (2) 新宿区に対する賃貸物件の一括賃貸の契約を継続し、新宿区との良好な関係を維持して、賃料収入確保に努める。

2 事業のあり方についての継続的な検討

施設賃貸事業など交友会の資産運用は交友会の活動を支えるものであることから、状況の変化等に柔軟に対応できるよう、継続的に検討していく。

IV 会務その他事務事業の執行

1 代議員会、理事会等の開催

- (1) 定期的な理事会、代議員会のほか、必要な場合には臨時の理事会、代議員会を開催する。
なお、平成 29 年 6 月の代議員会終結の時をもって理事が改選される。
- (2) 常任理事会を定期的に開催し、会の運営を管理するとともに、問題が生じた場合には速やかに対応策を検討する。
- (3) 会報編集委員会、行事企画委員会のほか必要な委員会を設置し、交友会の運営又は事業の実施について審議する。

2 大都市退職者団体との交流

大都市退職者団体とは、平成 29 年度から原則として情報の交換のみを行うこととなった。平成 29 年度は交友会がその連絡役となるので、各団体の情報のとりまとめを行い、交友会及び各団体の運営に寄与させる。

3 事務執行体制の整備

事務事業の改善効率化と会員サービスの充実を図るため、IT の活用など事務処理方法等を検討し、執行体制を整備していく。